

中小事業主等特別加入についての注意事項

- ① 就業時間中の災害でも保険給付を受けられないことがあること。^(※1)
- ② 自己の重大な責により負傷した場合および国の定めがありそれに該当した場合にも労災保険が適用されないこと。^(※2)
- ③ 同居の親族と法人の取締役は労災保険が適用されず、特別加入をしなければならないこと。^(※3)

(※1) 次に該当する場合には、被災しても保険給付を受けることができません。(あくまでも一例です。)

- 労働者を伴わず就業する場合
- 申請した事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為以外を行う場合
- 就業時間外における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合
- 事業主の立場として就業する場合(例：取締役会、株主総会、経営者の集まり等)
- 法令が定める書類が不整備の場合(例：工事契約書・見積書・工事内容が分かる書類等、労働時間帯に事業主が労働者と一緒にいたと確認出来る書類等)
- 建設業で、現場労災のみに特別加入されている方が自社倉庫・事務所等で怪我をした場合
(建設業の場合、労災保険は現場労災と事務所労災に分かれています。資材置場・事務所等で怪我をした時の為に同時に事務所労災にも加入されることをお考えください。)

(※2) 次に該当する場合には、被災しても保険給付を受けることができません。(あくまでも一例です。)

- 酒気帯びで作業をしていた場合
- 故意に怪我をした場合
- 仕事が原因であると思われる過労やストレスによる病気の場合
(仕事が原因であるという医師の証明がとれても、事業主等の場合は仕事を自由に休める裁量があるため、労災給付されない判例があります。)
- 上記以外、労働基準監督署が労災保険を適用できないと判断した場合

(※3) 親族について

別居親族についても特別加入が望まれ(使用者一体となり経営を補助していると考えられるため)、雇用保険加入を望む者は、労働基準法が定める労働者でなければならず、雇用契約書・賃金台帳・タイムカード等により、労働時間・労働条件が明記されたものの備え付けが必要となります。